

INFOX 端末設置使用規約

第1条 (総則)

端末設置カード会社（以下「当社」という）と当社の加盟店（以下「甲」という）は、INFOX-**NET** 専用の信用照会端末（以下「INFOX」という）の設置、利用及び取り外しに関して、本規約に従うことを承認し、これを遵守します。

第2条 (INFOX の利用目的)

甲及び当社は、INFOX を利用することにより、当社及び当社以外のカード会社等であって、甲との間で加盟店契約を有するもののうち当社が INFOX の利用を認めたもの（以下「利用カード会社」という）の加盟店規約等（以下「各社の加盟店規約等」という）に基づいて行われる信用販売に係わる取扱いを自動化し、カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的とします。

第3条 (INFOX の種類)

INFOX には、ギャザリングタイプ INFOX とオーソリタイプ INFOX があります。

第4条 (INFOX の貸与と設置に関わる諸費用の負担及び支払い)

1. 甲は、当社から INFOX の貸与を希望し設置する場合は、当社に所定の申込書を提出するものとし、当社が適格と認めたとき、当社は甲に INFOX を設置し、貸与するものとし、その選定は当社が行います。
2. 甲は、当社所定の INFOX の設置手数料および別表に定める費用を負担するものとし、
3. 甲は前項の費用について、当社が別に定める期日に所定の方法により支払うものとし、

第5条 (契約の代理)

1. 甲が INFOX を接続する加入電話契約者（以下「乙」という）を代理して当社に所定の申込書を提出し、当社が該当申込みに同意することにより、甲と当社間において、本規約に基づく契約が成立するものとし、尚、甲の代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、代理権が万一存在しなかった場合でも、甲の責任と負担において処理するものとし、当社に何ら損害を生じさせないものとし、
2. 甲は、乙の本規約についての当社との契約によって生ずる一切の債務につき、連帯して保証するものとし、

第6条 (情報登録)

1. INFOX に登録する情報の設定、変更及び抹消は、当社及び利用カード会社が行うものとし、
2. 当社及び利用カード会社が甲に対し、INFOX に登録する情報の設定操作 (DLL 操作) を依頼した場合は、甲は、INFOX の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとし、
3. 当社及び利用カード会社は、一定期間以上利用できない INFOX について、当社、利用カード会社及び CAT 共同利用システムに関するデータの INFOX からの漏洩等を阻止する必要上、INFOX に登録している情報を抹消できることとします。

第7条 (諸費用の負担及び支払)

1. 甲及び乙は、INFOX の設置、使用、保管及び取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担

するものとします。

2. 甲及び乙は、その負担する費用について、連帯して支払の責に任ずるものとし、当社が別に定める期日に所定の方法により当社に支払うものとします。

第8条 (INFOX の使用及び保管に関する業務)

1. 甲は、本規約及び操作手順の手引きに従い、善良なる管理者の注意をもって、INFOX の利用及び保管を行うものとします。
2. 甲は、当社及び利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則としてすべて INFOX を使用して行うものとします。
3. 甲は、INFOX に異常又は故障が発生した場合は、速やかに当社が指定する連絡先に連絡した上、これを修理し、INFOX が常に正常に稼働する状態に保つものとします。
4. 甲は当社が指定した以外の者に、INFOX の修理又は改造等をさせてはなりません。

第9条 (会員の本人確認と売上票の確認)

1. 甲は、INFOX の取扱いにあたり、INFOX より暗証番号の入力を要求された場合は、当社所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、INFOX の照会結果から、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、信用販売を行うものとします。
2. 甲は、INFOX の取扱いにあたり、INFOX より暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等外部デバイスを利用した当社所定の方法により本人確認が実施され、本人であることが確認された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行うものとします。
3. 甲は、INFOX の取扱いにあたり、INFOX より暗証番号入力を要求されずかつ INFOX 売上票に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行うものとします。
4. 甲は、INFOX 売上票について、会員番号、売上金額及び支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとします。

第10条 (会員の暗証番号失念時等の対応)

甲が、前条第1項の方法による信用販売を行うにあたり、会員が自己の暗証番号を失念していたなどの場合には、当該カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずにインプリンター処理等で売上処理を行ってはなりません。

第11条 (無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ)

甲は、各社の加盟店規約等の定めに基づく無効カード通知書の照合及び承認番号の問い合わせを、INFOX を使用して、自動的に行うものとします。

第12条 (メッセージ及び手続き)

1. 前条の手続きを行った際、甲は INFOX の表示画面又は INFOX から自動的に発行される売上票 (以下「INFOX 売上票」という) に表示されたメッセージに基づき忠実に処理するものとします。
2. 甲は、メッセージが「保留」「お問い合わせください」等の場合、当該カード会社の承諾を受けることなく、インプリンター処理等で売上処理を行ってはなりません。
3. 甲は、メッセージが「事故カード」「無効カード」の場合には当該カードを回収の上、当該カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第13条（日計表の出力及び照合）

1. 甲は原則として販売日ごとに、所定の手続きにより INFOX から日計表を出力するものとします。
2. 甲は、前項の日計表に出力表示された当社及び利用カード会社のそれぞれの信用販売の件数及び金額を突き合わせ（以下「日計照合」という）、同一であることを確認するものとします。照合する項目は、カード会社名、会員番号、売上日、売上区分、金額等とします。

第14条（日計照合の不一致）

前条に定める日計照合を行った結果、甲と当社又は利用カード会社（以下、当社 又は利用カード会社のいずれか一方または双方を「当該カード会社」という）との間で信用販売の件数、金額、もしくはその他事項について不一致が発見された場合には、甲はただちにかかる不一致の事実を当社に報告するものとします。また、甲は原因を究明し、その結果を当該カード会社にすみやかに報告するものとします。

第15条（売上票提出の義務）

1. 甲は原則として毎月 2 回 INFOX 売上票をとりまとめ、売上票一括保管センターに提出するものとします。ただし、当該カード会社が、電子データ保管等の別の方法を定める場合は、当該カード会社所定の方法に従うものとします。
2. 甲は、INFOX 売上票を売上票一括保管センターに提出する前に、当該カード会社から、当該 INFOX 売上票に係る信用販売について照合があった場合は、速やかに INFOX による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの INFOX 売上票（サーマルロール紙、電子データ等）を当該カード会社に提出するなど、信用販売の事実を証明しなければなりません。

第16条（売上票到着と同一効力の発生時期）

1. 甲が INFOX を使用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、INFOX より INFOX-NET 経由でカード会社に伝送されたデータ又は、バッチ伝送もしくは MT 等により到着した売上データに基づくものとし、前条第 2 項に定める INFOX による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの INFOX 売上票（サーマルロール紙、電子データ等）が当該カード会社に到着したものとみなします。
2. INFOX 売上票と同一の効力は、データ伝送の場合は日計照合及び INFOX 売上票の合計が一致した時、MT 等送付の場合は売上データを INFOX-NET より当該カード会社にて MT 等が到着した時をもって、当該信用販売分について発生するものとします。ただし、誤操作により到着した当該カード会社で確認されている信用販売の件数又は金額と異なった場合はこの限りではありません。

第17条（売上データ送付カード会社）

1. INFOX より INFOX-NET 経由で売上データを伝送又は MT 等で送付する当該カード会社は、当該売上データに係るカードにつき、甲との間で加盟店契約を有するカード会社とします。

2. 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数ある時は、売上データ送付先カード会社は、以下の通りとします。但し、提携カード等当社の別途定めるカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。
 - (1) かかるカード会社に当社が含まれているときは、当社といたします。
 - (2) かかるカード会社に当社が含まれないときは、当社に対する甲の申し出に基づき、利用カード会社のうち1社とすることとし、当該カード会社が INFOX-NET に登録する端末情報により設定、変更ができるものとします。
3. 前項(2)の場合において、甲の申し出がない場合については、甲への通知なく、利用カード会社のうち1社が、INFOX-NET に登録する端末情報により設定され、また変更されることあることを甲は承認します。

第18条 (信用販売代の精算)

INFOX による信用販売代金の精算は、第 16 条 2 項の効力の発生をもって、各社の加盟店契約等に定める方法により行われるものとします。

第19条 (効力取り消し)

1. 甲が、第 10 条に基づく INFOX による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの INFOX 売上票を提出できない場合は、当該売上票の第 17 条の効力は当然取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。
2. 当社及び利用カード会社は、本条 1 項の返還の代わりに、甲に支払う他の信用販売代金の精算分にて相殺できるものとします。
3. 第 17 条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計照合時に遡って効力の発生がなかったものとします。甲が第 16 条により売上票一括保管センターに売上票を提出している場合も同様とします。

第20条 (障害時の手続)

1. 甲は、INFOX の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、INFOX の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票（以下「インプリンター用売上票」という）にてカードを用いて売上処理するものとします。但し、携帯電話等外部デバイスを利用した信用販売の場合は除くこととします。
 - (1) INFOX が故障した場合
 - (2) カード会社センター又はネットワークに障害が発生した場合
 - (3) 通信異常により通信エラーを繰り返した場合
 - (4) カードの読み取りができず、INFOX が使用できない場合
2. 前項の場合、甲が当該カード会社に電話連絡し、全件承認番号を取得するものとします。
3. 本条第 1 項に基づいて処理されたインプリンター用売上票の集計、提出及び精算は、各社の加盟店規約等に基づくものとします。ただし、当該カード会社が別に定める方法がある場合には、その方法に従うものとします。

第21条（情報の利用及び登録など）

甲及び乙は、当社宛の端末設置申込書に記載された甲及び乙並びにその代表者等に係る情報（以下「加盟店等情報」という）が、日本クレジットカード協会（以下「JCCA」という）が主宰する CAT 共同システムの円滑な作動並びに端末設置情報の適正かつ円滑な管理を目的とする範囲内において、JCCA が主宰する CAT 共同利用システムの共同利用端末管理システムに登録されること並びに INFOX-NET、CAT 共同利用システムに加入する当社以外のクレジットカード会社、端末メーカー、売上票メーカー及び売上票一括保管センターに通知されることに予め同意します。

第22条（通知義務）

甲は、次の各号に該当する場合には、1ヶ月前までに当社に対し書面により通知し、当社の承諾を得なければなりません。

- (1) 店舗改装等により、INFOX の使用を一時中止し、又は一時取り外す場合
- (2) INFOX の設置場所を移転又は変更する場合
- (3) 甲の業種又は取扱い商品の変更がある場合
- (4) INFOX を接続する電話回線、電話番号、加入電話契約者または電話回線の種別に変更がある場合
- (5) INFOX のオプション機能を利用して独自サービスを行う場合

第23条（禁止事項）

甲は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはけません。

- (1) INFOX 登録情報を他に漏らすこと
- (2) INFOX を甲以外の者に使用させること
- (3) 当社が認めた者及び利用カード会社以外のカード会社のために、INFOX を使用すること
- (4) 第三者に INFOX を転売・譲渡・貸与すること

第24条（INFOX の取り外し）

1. 当社は甲又は乙と当社又は利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲の承諾なしに、いつでも INFOX を取り外すことができ、また甲に取り外しを指示することができ、甲はこれに従うものとします。
 - (1) 甲又は乙が、本規約上の義務を怠りまたは本規約に違反した場合
 - (2) 甲又は乙の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合
 - (3) 甲又は乙が INFOX の接続されている加入電話回線を他に譲渡したとき
 - (4) 甲と当社が締結している加盟店規約等による契約が解除又は解約された場合
 - (5) 6ヶ月以上カード会員への信用販売に INFOX が使用されることなく、且つ、今後も使用される可能性が低いと当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が INFOX の設置を不適当と認めた場合
2. 甲は1ヶ月前までにその旨を文書で当社に申し出ることとし、当社の承諾を得た上、INFOX を取り外すことができるものとします。

第25条（INFOX の返却）

1. 前条に基づいて INFOX を取り外した場合、当社より別途指定がない限り、甲は当社指定の場所に INFOX を返却するものとします。この場合、当社は如何なる理由においても設置時に支払った設置手数料を甲に返還しません。
2. 甲が前項に基づいて INFOX の返却に応じない場合は、甲は、違約金として、損害賠償とは別に当社の INFOX 購入費用（売買代金、リース代金等の名目の如何を問わない）の金額を当社へ支払うものとします。

第26条（商品コードの取扱い）

甲は、INFOX の表示画面に「商品コード」と表示された場合は、別に定める商品コード体系表により該当する商品コードを入力するものとします。なお、商品が複数の場合は、代表的な商品コードを入力するものとします。

第27条（損害賠償）

甲は、本規約を遵守するものとし、万一これに違反して INFOX を利用した 第三者に利用させたことにより、当社又は利用カード会社に損害を与えた場合は、甲は、その賠償の責を負うものとします。

第28条（規約の改定及び承認）

1. 当社は本規約をいつでも改定することができるものとします。
2. 当社は本規約を改定する場合には、改定内容を甲が適当と認める手段で甲に通知するものとし、甲がその通知を受けた後において INFOX を使用した場合には、甲及び乙は新規約を承認したものとみなします。

第29条（本規約の優先摘要及び規約に定めのない事項）

1. INFOX の設置、使用及び取り外しを行う場合は、すべて本規約及び操作手順の手引に基づいて行うものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第30条（協議事項）

甲と当社又は利用カード会社間で、本規約及び各社の加盟店規約等に定めのない事項が生じた場合は、甲と当社又は当該カード会社間で協議の上、解決するものとします。

(別表)

甲が負担する費用

- (1) INFOX 接続回線の設置基本料・通信費
 - INFOX 接続回線を新たに設置する場合はそれに要する一切の費用
 - INFOX 接続回線の使用に係わる基本料・通信料
- (2) INFOX の取付費用
 - INFOX の取付けに係わる標準工事費用
- (3) 電源工事及び電気料
 - INFOX に使用する商用電源確保のための工事費用
- (4) 移転費用
 - 電話機又は INFOX 取り外し費用
- (5) 取り外しに伴う費用
 - INFOX 取り外し費用
- (6) 減失・毀損に関する費用
 - INFOX が消失・毀損した場合、完全な状態の復元又は修理をする費用
- (7) オプション機能費用
 - INFOX のオプション機能を利用して独自サービスを行う場合はそれに要する一切の費用

<オーソリタイプ INFOX 特約>

オーソリタイプの INFOX については、本規約のうち以下の条項に関して適用除外するものとします。

第 15 条 2 項

第 16 条 (日計照合の不一致)

第 18 条 (売上票到着と同一効力の発生時期)

第 19 条 (売上データ送付カード会社)

第 20 条 (信用販売代金の精算)

第 22 条 (失効および精算の取り消し)

※INFOX によるデビットカードの取り扱いに関しては、別途決済代行会社と定めるものとします。

※INFOX のオプション機能を利用して行う取り扱いに関しては、その取扱契約に定めるものとします。